

教宣 せぶん

シーン 吉田委員長の壁

12月15日、財産訴訟の第1回証人調べが開催されました。詳しくはどぶいたニュースで報告されると思いますが、地位確認訴訟と同様、いくつかのポイントとなった『シーン』をお伝えしようと思います。

「規約についての解釈を部外者の方から指摘されるなどということは極めて心外だ」。これは吉田全損保委員長が相手側弁護士の反対尋問に対して、確信をもって言い放った一言です。この『シーン』がこの日、一番印象に残りました。労組側の弁護士は、規約の17条2項に「支部が脱退する場合は前項の規定を準用する」とあることをもって、「支部が大会で決議して団体に脱退することは可能ではないか」という主張で吉田委員長に迫りました。労組側の主張はこの一点のみに執着していました。しかし、吉田委員長は、「60年代の全損保規約を捻じ曲げて行なわれた脱退劇を通じて、私たちはこの17条2項の規約解釈を組織として行なってきた。それは、60年代の脱退劇を通して、全損保に留まりたいという組合員が支部を再建し、今日まで立派に活動してきている事実が、この解釈に大きな力になっているわけだが、個人加盟の産業別単一組織である全損保という組織の中に存在する支部が、支部大会で決議して団体に全損保を脱退することなどあり得ないという解釈であり、これをもってこの規約は確定している。もちろん分裂前の日勤外勤支部もその話し合いの場に同席しているし、この規約の解釈を認めている。幾多のたたかいと運動を乗り越えて、そして積み重ねて、この規約が確定していることについて、部外者である弁護士の方に『この規約を素直に読めば』とか『この文言を素直に解釈すれば』などという文言上の解釈を指摘されても、極めて迷惑だ」と突っぱねました。相手側弁護士は、その吉田委員長の迫力の前にたじろいでいたように見えました。考えてみれば、私たち全損保の歴史は、東海支部のたたかいや朝日闘争に象徴されるように、経営の支配介入、攻撃、不当差別、不当労働行為とのたたかいの歴史でもあります。そういう「厳しさ」「激しさ」を乗り越えて、現在の私たちの「組織」があり、私たちの「存在」があり、「規約」があります。そんな私たちの歴史や経験をまったく理解していない者に、組織内の規約について「素直に読めば」などと指摘されても「釈迦に説法」と言うべきでしょう。もっと例えるなら、冬山の厳しさを知っている地元の者がつくった冬山の登り方のルールに、サンダル履きの都会の者が気楽に物を言っているということと同じではないでしょうか。この日の証人調べも地位確認訴訟同様、主尋問・反対尋問を通して、私たちの主張の正当性について、「示し切れた」と実感しました。